

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区地震ハザードマップの配布に係る広報しんじゅく個別ポスティング名簿の目的外利用等について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 11 条第 2 項第 5 号（目的外利用）

【報告】

◇第 14 条第 1 項（業務委託）

（担当部課：都市計画部建築指導課）

事業の概要

事業名	新宿区地震ハザードマップの個別ポスティング業務
担当課	建築指導課
目的	下記対象者に対し、新宿区地震ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）を個別配布すること（個別ポスティング）により、ハザードマップに係る情報（地域危険度等）をより広く周知する。
対象者	<p>新宿区広報紙「広報しんじゅく」について個別ポスティングを受けている区内在住者（次に掲げるいずれにも該当する者）</p> <p>① 広報しんじゅくを折込み配布している各新聞（朝日、産経、東京、日経、毎日、読売）のいずれも購読していないこと。</p> <p>② 区が広報しんじゅくを自宅にポスティングする旨の申請を行い、区の承諾を受けていること。</p>
事業内容	<p>ハザードマップは、<u>平成29年6月改訂版を同年6月に発行した。</u></p> <p>発行したハザードマップは、区内在住者に対し、上記各新聞による折込み配布を行うとともに、各特別出張所及び本庁舎において配布を行った。</p> <p>さらに、上記対象者には十分に行き届かないことも想定されるため、ハザードマップの個別ポスティングを行い、ハザードマップに係る情報（地域危険度等）をより広く周知した。</p> <p>ハザードマップの個別ポスティングは、現在実施している広報しんじゅくに係る個別ポスティング業務（委託により実施）に合わせて行った。</p> <p>そのため、上記対象者をリスト化した「広報しんじゅく個別ポスティング名簿」を建築指導課において目的外利用した。</p> <p>1 ハザードマップ <u>6月25日発行</u>（広報しんじゅく（<u>6月25日号</u>）と同時期に個別ポスティングする。） A1サイズ 4色両面刷り（A4サイズ折り）</p> <p>2 配布方法 「広報しんじゅく個別ポスティング名簿」に基づき、ハザードマップを広報しんじゅく（<u>6月25日号</u>）とともに上記対象者の自宅ポストに投函する。（業務委託により実施する。）</p> <p>※対象者数（平成29年6月21日現在） <u>約4,500名</u></p> <p>※ 前回平成26年8月に、ハザードマップ改訂版を発行し、個別ポスティングを行った（個別ポスティングに係る目的外利用及び業務委託については、平成26年度第3回本審議会承認、了承）。</p>

件名 新宿区地震ハザードマップの配布に係る広報しんじゅく個別ポスティング名簿の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	区政情報課	利用課	建築指導課
登録業務の名称	広報しんじゅくの発行及び配布	登録業務の名称	新宿区地震ハザードマップの個別ポスティング業務
登録業務の目的	広報しんじゅくの個別ポスティングを希望する区民への配布のため	登録業務の目的	前掲対象者にハザードマップを個別ポスティングするため
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	紙	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	ハザードマップを「広報しんじゅく」とともに個別ポスティングすることで、ハザードマップに係る情報（地域危険度等）をより広く周知する。		
目的外利用を行う情報 項目	【前掲対象者に係る情報項目】 氏名、住所		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	平成29年6月1日から平成29年6月25日まで（以降、新宿区地震ハザードマップの発行時に同様の目的外利用を行う。）		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		

件名 新宿区地震ハザードマップの配布に係る個別ポスティング業務の委託について

保有課(担当課)	建築指導課
登録業務の名称	新宿区地震ハザードマップの個別ポスティング業務
委託先	新宿区新聞販売同業組合(広報しんじゅくの個別ポスティング業務受託者)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【前掲対象者に係る情報項目】 氏名、住所
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	1 新聞の個別ポスティング業務を専門に行っている業者に委託することにより、本件業務を迅速かつ的確に行うことができる。 2 上記委託先は、現在、「広報しんじゅく」の個別ポスティング業務を受託しているため、ハザードマップを「広報しんじゅく」とともに個別ポスティングすることにより、効率的に行うことができる。
委託の内容	区から送付されたハザードマップを、平成29年6月25日に、広報しんじゅく(6月25日号)とともに前掲対象者の自宅ポストに投函する。
委託の開始時期及び期限	<u>平成29年6月1日から平成29年6月25日まで(以降、新宿区地震ハザードマップの発行時に、同様の業務委託を行う。)</u>
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。 3 提供された情報の複写は行わせない。 4 委託業務の履行後、提供した個人情報は、速やかに区に返還させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を出すものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。